

市の機関

市の機関は、意見交換会手続にあたって、①意見交換会の議題及び当該議題に関する資料、②意見交換会を開催する日時及び場所、③その他、市の機関が必要と認める事項を公表します。
(開催日の 21 日前以上に公表)

市民等

市民等は、下記に定める事項を明らかにして意見交換会へ出席します。

市の機関

市の機関は、聴取した意見についての検討後、①意見交換会に提示した計画等及び当該計画等に関する資料、②聴取した意見の概要、③聴取した意見に対する市の機関の考え方、④その他、市の機関が必要と認める事項

<意見交換会への出席にあたり明らかにする事項>

	明らかにする事項	備考
ア	住所及び氏名	(市内に住所を有する方)
イ	個人：住所及び氏名、事務所等の名称及び所在地	(市内に事務所等を有する個人及び法人その他団体)
	法人その他団体：事務所等の名称、所在地及び代表者の氏名	
ウ	住所及び氏名、事務所等の名称及び所在地	(市内の事務所等に勤務する方)
エ	住所及び氏名、学校の名称及び所在地	(市内の学校に在学する方)
オ	個人：住所及び氏名、利害関係を有する事項	(計画等の案に利害関係を有する方等)
	法人その他団体：事務所等の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項	